

# (介護予防)訪問リハビリテーション(利用料金表)

## 1. (介護予防)訪問リハビリテーション費

(単位:円)

項目	自己負担額
訪問リハビリテーション費	308/回
介護予防訪問リハビリテーション費	298/回

## 2. 各種加算

(単位:円)

項目	自己負担額	備考	
サービス提供体制強化加算	6/回	訪問リハビリテーションを直接提供する理学療法士などのうち、勤続年数7年以上の者が1人以上配置	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	200/日	退院(所)日または認定日から3月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合。	
認知症短期集中リハビリテーションマネジメント加算	240/日	医師が認知症と判断し、またリハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院(所)日又は訪問開始日から3月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合。(1週に2日を限度として加算)	
リハビリテーションマネジメント加算	ロ	213/月	上記とリハビリテーション計画の国への提出、又はフィードバック
		270/月	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画について医師が利用者または家族に説明・同意を得た場合
移行支援加算	17/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象期間中にリハビリテーションの提供終了日から起算して14～44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により通所介護等の実施状況を確認し、記録する。</li> <li>リハビリテーション終了者が通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する。</li> </ul>	
訪問リハ計画診療未実施減算	50/回減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 など	
介護予防訪問リハビリ減算	30/回減算	介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき30単位を所定単位数から減算する	
	減算なし	定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行いLIFEへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受ける場合	
退院時共同指導加算	600/1回限り	退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後、初回の訪問リハビリテーションを行った場合	
虐待防止未実施減算	- 1/100	虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置が講じられていない場合	
業務継続計画未削減算	- 1/100	感染症や非常災害時の業務継続計画を策定し必要な措置を講じていない場合。	